

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業
基本協定書(案)

国立大学法人大阪大学(以下、「大学」という。)と平成●年●月●日に本事業を実施する民間事業者として選定された応募者を構成する構成企業は、大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業(以下、「本事業」という。)に関して、以下のとおり基本協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(用語の定義)

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「会社法」とは、会社法(平成17年7月26日法律第86号)をいう。
- 二 「構成企業」とは、本事業の入札における落札者に選定された入札参加グループを構成する企業をいい、代表企業を含む。
- 三 「事業期間」とは、事業契約で定められる本事業の期間をいう。
- 四 「事業計画書」とは、構成企業が、本事業に関する入札手続において大学に提出した本事業の実施に関する提案書類一式をいう。
- 五 「事業契約」とは、本事業に関して大学と事業者が締結する大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業 事業契約書をいう。
- 六 「事業者」とは、本事業を遂行することのみを目的として構成企業及びその他の出資者により設立される会社をいう。
- 七 「出資者」とは、事業者の株主となる者又は出資後の株主をいう。
- 八 「代表企業」とは、構成企業を代表するものとして、構成企業の中から定められた企業をいう。
- 九 「入札説明書等」とは、大学が本事業に関する入札手続において公表又は配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答をいう。
- 十 「本施設」とは、要求水準書に定義される本施設をいう。。
- 一一 「本施設以外における民間付帯事業」とは、要求水準書で定義される本施設以外における民間付帯事業をいう。
- 一二 「要求水準書」とは、入札説明書等に含まれる「要求水準書」と題する書類および当該書類に係る質問回答をいう。

(基本的合意)

第2条 大学及び構成企業は、本事業に係る入札による民間事業者の選定手続により構成企業が選定され、第4条の規定に基づき構成企業が今後設立する事業者が本事業を実施することを確認する。

- 2 構成企業は、入札説明書等に記載された条件を遵守の上、事業計画書に示され

た内容について大学に対して提案したことを確認する。

(本協定の目的)

第3条 本協定は、事業者をして、第7条の規定に基づき大学との間で事業契約を締結せしめるとともに、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続について定めることを目的とする。

(事業者の設立及び維持等)

第4条 構成企業は、遅くとも事業契約の締結までに、入札説明書等及び事業計画書並びに次の各号に定めるところに従い、本事業の遂行を目的とする事業者を設立するものとする。

- 一 事業者は、会社法に定める株式会社とする。
 - 二 事業者の資本金は、事業計画書に示された金額以上とする。
 - 三 事業者を設立する発起人には、事業計画書に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。
 - 四 事業者の定款の目的には、本事業の遂行に必要な事項のみを記載する。
 - 五 事業者は、会社法第107条第2項第1号イに定める事項についての定款に定めを置くことにより、その発行する全ての株式を同法第2条第17号に定める譲渡制限株式とし、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)を発行する場合には、その発行する全ての新株予約権を同法第243条第2項第2号に定める譲渡制限新株予約権とする。ただし、会社法第107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項ただし書に定める事項について定款に定めてはならない。
 - 六 事業者の定款には、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、会社法第108条第2項各号(同項第3号に基づき、株主総会において議決権を有さない株式を発行することを除く。)に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ同法第109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。
 - 七 事業者の定款には、会社法第326条第2項に定める取締役会及び監査役の設置に関する定めを置くものとする。
- 2 構成企業は、事業者の設立登記の申請後速やかに、設立時取締役及び設立時監査役の氏名を大学に通知するものとする。また、その後、取締役及び監査役の選任(再任を含む。)及び退任が生じた場合、事業者をしてその旨を大学に通知させるものとする。
- 3 構成企業は、事業者の設立登記の登記完了後速やかに、事業者の定款、商業登記全部事項証明書及び印鑑証明書を大学に提出するものとする。その後、それらに変更された場合、事業者をして、変更内容を大学に通知させるものとする。

- 4 構成企業は、事業期間が終了するまで、事業者に合併、株式交換・移転、会社分割又は事業譲渡その他会社の組織の変更を行わせてはならない。

(事業者の出資者)

第5条 構成企業は、前条第1項の規定に基づき事業者を設立するにあたり、別紙1に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業者の株式を引き受けるとともにその他の出資者に引き受けさせるものとする。

- 2 構成企業は、事業者の設立時における出資者をして、以下の各号に定める事項を誓約せしめ、別紙2の様式による出資者誓約書を事業契約の締結と同時に大学に提出せしめるものとする。

- 一 各出資者は、事業者の株主構成に関し、その時々において構成企業によって事業者の全議決権の2分の1を超える議決権が保有されていることを条件とするものとし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。

- 二 各出資者は、原則として事業期間が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併、会社分割等による包括承継を含む。)を行ってはならない。

- 三 各出資者は、大学の事前の書面による承諾を得た上で、その所有に係る事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、別紙2の様式による出資者誓約書をあらかじめ大学に提出せしめるものとする。

- 四 事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、各出資者は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号に記載のある議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使するものとする。

- 3 構成企業は、事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当該株式等の取得予定者をして、前項各号に定める事項を誓約せしめ、別紙2の様式による出資者誓約書をあらかじめ大学に提出せしめるものとする。

(株主間契約)

第6条 構成企業は、出資者をして、前条第2項各号に定める事項を含む内容について定めた株主間契約を締結せしめ、その内容を証するため、当該株主間契約の謄本を事業契約の締結と同時に大学に提出するものとする。

- 2 構成企業は、出資者について交代又は追加が生じる場合、当該変更前の出資者をして、前項に定める株主間契約に関して、当該新出資者を当事者に含める旨の変更を行わせしめる。なお、この場合においては、構成企業は、当該変更後の株

主間契約の謄本を、変更後直ちに大学に提出するものとする。

(事業契約の締結)

- 第7条 大学と構成企業は、平成●年●月を目途として大学と事業者との間において事業契約を締結させることとし、これに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をするものとする。
- 2 構成企業は、事業契約の締結に関する協議にあたっては、大学の要望を尊重するものとする。
 - 3 大学は、入札説明書等の文言に関し、構成企業より説明を求められた場合、募集要項等において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
 - 4 大学は、事業契約の締結がなされる前に構成企業のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。
 - 一 本事業に関し、構成企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項に規定による命令)が確定したとき。
 - 二 本事業に関し、構成企業を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(構成企業に対してされたものに限る。))が確定したとき。
 - 三 本事業に関し、構成企業(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年4月24日法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - 5 構成企業は、本協定の締結日において、構成企業及び協力企業が入札説明書等に基づいて大学に提出した平成●年●月●日付参加資格確認申請書の内容につき、虚偽の記載が無いことを表明、保証する。
 - 6 前項の参加資格確認申請書に虚偽の記載があったと認められるときは、大学は、事業契約を締結しないことができる。

(準備行為)

- 第8条 構成企業は、事業者の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為をなすこ

とができるものとし、大学は必要かつ可能な範囲で構成企業及び協力企業に対して協力するものとする。

- 2 構成企業は、事業者の設立に際して、設立以前に構成企業が行った準備行為を事業者を引き継ぐものとする。

(資金調達協力義務)

第9条 構成企業は、事業計画書に従い、事業者に出資するとともに、その他の出資者をして事業者に出資せしめるものとする。

- 2 構成企業は、事業計画書に従い、事業者による借入れその他の事業者の資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。
- 3 構成企業は、事業計画書に従って行う場合を除き、事業者の資本金の額を減少させてはならないものとする。

(業務の委託等)

第10条 構成企業は、事業者をして、本事業に関する業務を、別紙3に記載の者にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとし、かつ各業務に関して別紙3に記載の者との間で委託契約又は請負契約を締結させるものとする。

(民間付帯施設の撤去義務の保証)

第11条 構成企業は、事業者が本施設以外における民間付帯事業の実施のため大学と定期借地権設定契約を締結したときは速やかに、別紙4の様式による保証書を作成して、大学に提出しなければならない。

(事業契約の不成立)

第12条 大学と構成企業のいずれの責めにも帰すことができない事由により大学と事業者が事業契約の締結に至らなかったときは、既に大学と構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(談合等不正行為があった場合の措置)

第13条 事業契約締結後において、事業契約に関し、第7条第4項各号のいずれかの事由が生じた場合には、構成企業は連帯して、大学の請求に基づき、事業計画書に記載される入札金額の100分の30に相当する金額を違約金(違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。)として大学の指定する期間内に支払わなければならない。

(協定の有効期間)

第 14 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、当該締結に至る可能性がないと大学が判断して代表企業に通知した日までとする。

- 2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条及び第 18 条の規定の効力は存続するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、構成企業は事業契約に規定する事業者の義務の履行が終了するまでの間、本事業の終了日以降も事業者を存続させるものとする。

(遅延利息)

第 15 条 構成企業が第 13 条に定める違約金を大学の指定する期間内に支払わないときは、構成企業は連帯して、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率(平成 15 年財務省告示第 129 号)を乗じて計算した額の遅延利息を大学に支払わなければならない。

(秘密保持)

第 16 条 大学と構成企業は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容並びに本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、大学又は構成企業が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は大学若しくは事業者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。
 - 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
 - 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
 - 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(準拠法及び管轄裁判所)

第 17 条 本協定には、日本国の法令が適用され、日本国の法令に準拠して解釈されるものとする。本協定に関して生じた紛争の一切については、福岡地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄とする。

(疑義についての協議)

第 18 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて大学と構成企業が協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上を証するため、本協定書●通を作成し、大学、代表企業及び構成企業は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月31日

大学 国立大学法人大阪大学

代表企業 [住所]
[企業名]
[代表者]

構成企業 [住所]
[企業名]
[代表者]

[住所]
[企業名]
[代表者]

別紙1 設立時の出資者一覧

事業者の資本金の額 : [●]円

事業者の発行可能株式総数 : [●]株

事業者の発行済株式の総数 : [●]株

出資者(代表企業)

商号 [●]

所在地 [●]

出資額 [●]円

引き受ける株式の総数 [●]株

引き受ける株式の種類 [●]株式

出資者(構成企業)

商号 [●]

所在地 [●]

出資額 [●]円

引き受ける株式の総数 [●]株

引き受ける株式の種類 [●]株式

出資者(構成企業)

商号 [●]

所在地 [●]

出資額 [●]円

引き受ける株式の総数 [●]株

引き受ける株式の種類 [●]株式

平成[●]年[●]月[●]日

国立大学法人大阪大学

学長 [●] 様

出資者誓約書

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業(以下、「本事業」という。)に関して、国立大学法人大阪大学(以下、「大学」という。)と[事業者の商号](以下、「事業者」という。)との間で、本日付けで締結された本事業に関する事業契約(以下、「事業契約」という。)に関して、事業者の出資者である[代表企業の商号]、[構成企業の商号]及び[構成企業の商号](以下、「当社ら」という。)は、本日付けをもって、大学に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。

記

- 1 事業者が、平成[●]年[●]月[●]日に会社法(平成17年7月26日法律第86号)上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における議決権の総数は[●]個であり、うち[●]個を[●]が、[●]個を[●]が、及び[●]個を[●]が、それぞれ保有していること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、構成企業によって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されていること。
- 4 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
- 5 事業者が事業契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現しようとすることを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は事業者に対する債権(劣後ローン債権を含む。以下同じ。)の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は当該株式に担保権を設定する場合には、事前にその旨を大学に対して書面により通知し、大学の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに大学に対して提出すること。
- 6 前項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、事業者の株式又は事業者に対する債権を保有するものとし、事前に大学の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は事業者に対する債権の全部又は一部を譲渡する場合においても、事前に大学の書面による承諾を得て行うこと。
- 7 当社らは、大学が本事業に関する検討を委託した者である三井住友信託銀行株式会

社並びに同社が本事業に関するアドバイザー業務において提携関係にある西村あさひ法律事務所(法務アドバイザー)、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

- 8 当社は、本事業に関する有識者からなる委員会の委員が属する団体又はその団体と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- 9 当社ら、その役員及び従業員が以下に該当しないこと。
 - 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められるもの
 - 二 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - 三 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの
 - 四 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - 五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
 - 六 その他上記一ないし五に準ずるもの
- 10 自己が前項各号に定める者とならないこと。

出資者(代表企業たる構成企業)

住所 [●]

商号 [●]

代表者 [●]

出資者(構成企業)

住所 [●]

商号 [●]

代表者 [●]

出資者(構成企業以外)

住所 [●]

商号 [●]

代表者 [●]

別紙3 業務の委託又は請負企業一覧

[住所]

[企業名]

事業者から受託又は請け負う業務内容
設計業務

[住所]

[企業名]

事業者から受託又は請け負う業務内容
解体, 造成及び本施設の新設工事

[住所]

[企業名]

事業者から受託又は請け負う業務内容
工事監理業務

[住所]

[企業名]

事業者から受託又は請け負う業務内容
維持管理業務

[住所]

[企業名]

事業者から受託又は請け負う業務内容
運營業務

[住所]

[企業名]

事業者から受託又は請け負う業務内容
民間付帯事業

平成[●]年[●]月[●]日

国立大学法人大阪大学

学長 [●] 様

保 証 書

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業(以下、「本事業」という。)に関して、国立大学法人大阪大学(以下、「大学」という。)と[事業者の商号](以下、「事業者」という。)との間で、本日付けで締結された本事業に関する定期借地権設定契約(以下、「本定期借地権設定契約」という。)に関して、事業者の株主である[代表企業の商号]、[構成企業の商号]及び[構成企業の商号](以下、「当社ら」という。)は、本日付けをもって、大学に対して下記の事項を連帯して誓約し、保証します。なお、この保証書に使用される用語の定義は、この保証書で特段に定義されるものを除き、本定期借地権設定契約と同様の意味を有するものとします。

記

- 1 当社らは、事業者が本定期借地権設定契約第 2 条に定められた賃貸借の目的に従って事業者が整備した民間付帯施設を、同契約第 16 条第 1 項または第 2 項に従って撤去し、民間付帯事業整備用地を更地にして大学に返還する義務を連帯して引き受け、その履行を保証します。
- 2 当社らは、事業者が民間付帯施設の本定期借地権設定契約第 16 条第 1 項または第 2 項に従った撤去または民間付帯事業整備用地の大学への返還を行わないときは、事業者に代わり、連帯して、民間付帯施設を撤去し、民間付帯事業整備用地を更地として大学に返還します。
- 3 前項による民間付帯施設の撤去および民間付帯施設の更地返還は、すべて当社らの費用で行い、本定期借地権設定契約第 16 条第 4 項の規定が当社らについても適用あることを確認します。

出資者(代表企業たる構成企業)

住所 [●]

商号 [●]

代表者 [●]

出資者(構成企業)

住所 [●]

商号 [●]

代表者 [●]

出資者(構成企業以外)

住所 [●]

商号 [●]

代表者 [●]